

浪江町における農地転用等についての課題

1. 前段

東日本大震災および原子力災害により当町は甚大な被害を受け、現在も町民は県内外への避難を余儀なくされ、未だ解決されていない原発問題、充分ではない賠償などの問題を抱えながら避難生活を強いられているところであります。

特に沿岸部の津波被災地においては、住居や事業用倉庫が津波により流失し、農業について農業機械の流失、塩害・放射能による影響により従来の農業経営の再生が不可能になっています。

浪江町復興計画（第一次）ではこうした津波被災地の農地利用について、第一種農地への再生可能エネルギー（太陽光発電事業）の導入を計画し、現在事業実現に向け経済産業省（エネ庁）・事業者と進めているところでありますが、以下の課題について弊害になっているところです。

2. 要望事項について

(1) 第一種農地の転用に関するより柔軟な対応

・従来第一種農地については農地転用ができないこととなっていました。が、各種手続き緩和の復興整備計画を策定すれば農地転用が可能となりました。

しかしながら、国の農地転用に対する考え方などはあまり変わっておらず、農地転用をする場合に事前協議の段階で町全体の農業政策との整合性、つまり農地転用に伴う農業政策のビジョンを示さなければならないものとなっています。

住民の帰還、原発の未収束、インフラ整備、除染・仮置き場等の問題を考慮すれば、現段階において農業政策の将来像を描くことは困難を極めるものであり、原発被災地の農業ビジョンを求めること自体が現場との温度差を感じるものであります。

(2) 原発被災地における農業政策への国の問題意識の共有

・震災後、国においては東日本大震災復興交付金の創設など各種制度の整備については格段の配慮をいただいているところです。

しかしながら、「交付金など金をつけるが、あとは地域の自主性・創造性に任せる」といったような感じが見受けられているところです。

原発被災地においては、風評被害、原発被災地に適した農産物の栽培、農産品の販路、広域避難に伴う後継者不足の加速化など課題については枚挙に暇がありません。

国ではこうした問題を抱えている市町村（特に浪江町）に寄り添い、共に解決していく姿勢を示すことが必要であると考えます。

(3) 原子力被災地における農地転用等への格段の制度緩和

・浪江町のみならず双葉郡全体の問題として、原発被災地の農地利用については従来とは違った土地利用を図るべきであると考えています。

従来どおりの農地保全等を声高に訴えるだけでなく、原発被災町村の農地については柔軟な利用を可能となる制度（特区の特区など）の確立を求めるものであります。